

930955

基発第 0227002 号

平成 21 年 2 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

厳しい経済・雇用情勢下における派遣労働者等の労働条件の確保について

標記については、平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209001 号、基発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」（以下「1209号通達」という。）及び平成 20 年 12 月 10 日付け基発第 1210009 号、職発第 1210002 号「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」（以下「1210号通達」という。）等により指導等の徹底を指示したところであるが、特に年度末である 3 月には、派遣労働者等の契約期間満了に伴う雇止めや解雇が多く行われることが見込まれ、中には、労働基準法上の義務である解雇手続や賃金（休業手当を含む。）・退職金の支払等が確保されない事案の発生も懸念される。

いかなる経済情勢の下においても、労働基準法等で定める法定労働条件は確保されなければならないものであり、的確な監督指導の実施などにより、その遵守徹底を図っていく必要がある。

このため、下記に示すところにより、本年度末においては、重点的な監督指導を実施するとともに、引き続き、派遣労働者等が置かれている状況を踏まえながら、積極的な監督指導等を実施することにより、労働条件の確保に万全を期されたい。

記

1 本年度末における監督指導

- (1) 労働基準法に定める法定労働条件の履行確保上問題のあるおそれのある事業場を把握した場合には、迅速に監督指導を実施すること。
- (2) 特に、派遣労働者の労働条件確保については、職業安定行政との連携を図

りつつ、派遣元事業場に対する監督指導を重点的に実施すること。

- (3) 上記の監督指導に当たっては、①やむを得ず解雇を行う場合について、解雇予告等、解雇手続が適正になされているか、②賃金（休業手当を含む。）・退職金が適正に支払われているか等について確認し、労働基準法違反を認めた場合には、速やかに是正を指導するなど厳正に対処すること。

また、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）の遵守についても必要な指導を行うこと。

2 今後も引き続き行う取組

1209号通達及び1210号通達等に基づき、引き続き非正規労働者、正規労働者を問わず、解雇・雇止め等について労働契約法や裁判例等に照らして不適切な取扱いが行われることがないよう啓発指導に努めるとともに、解雇手続、賃金（休業手当を含む。）・退職金の支払等の法定労働条件が確保されるよう積極的に監督指導等を実施すること。